

訪問リハビリテーションサービス 運営規定

1、法人の概要

事業主体名	杏林堂クリニック
代表者名・職名	院長 金城 瑞樹・医師
所在地	〒256-0816 神奈川県小田原市酒匂 3-9-12
電話番号	電話番号 0465-47-3101 FAX 番号 0465-47-0568
設立年月日	平成30年8月
他の主な事業	クリニック・通所リハビリテーションの運営

2、事業所の概要

事業所名	杏林堂クリニック
事業所の所在地	〒256-0816 神奈川県小田原市酒匂 3-9-12
電話番号	TEL 0465-47-3601 FAX 0465-47-0568
介護保険事業所指定番号	1412303501
指定年月日	平成30年8月1日
管理者名	金城 瑞樹
通常の事業の実施地域	小田原市 その他応相談

3、事業所の職員体制等 (令和7年4月1日現在)

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
管理者	1人	1人		
理学療法士	3人	3人		
作業療法士	2人	2人		

4、営業日、営業時間、サービス提供時間

①営業日

月～土（日、祝祭日、夏季・冬季休業を除く）

②営業時間

午前9時00分から午後6時00分まで

5、サービスの内容と費用

- ① 理学療法士及び作業療法士がご利用者様の自宅を訪問し、ご利用者様の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力の改善、精神面では、知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

② 料金表(令和6年6月1日より)

基本単価	料金(20分)	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	308単位	325円	650円	975円
介護予防訪問リハビリテーション費	298単位	315円	629円	943円

③ 料金表(加算)(令和6年6月1日より)

加算種類	料金(1回)	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位	211円	422円	633円
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180単位	190円	380円	570円
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213単位	225円	450円	675円
医師が利用者又は家族に説明した場合上記に加えて	270単位	285円	570円	855円
サービス提供体制強化加算I	6単位	7円	13円	19円
退院時共同指導加算	600単位	633円	1266円	1899円

※ 1回は約20分です。当クリニックは1回の訪問で2回(40分)~3回(60分)を基本としています。

※月のご請求額は合計単位数により計算します。

④ 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外サービスの利用料は全額負担となります

種類	料金
交通費(5kmを超え1kmごと)	100円(消費税別途)

⑤ キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先: 杏林堂クリニック 0465-47-3601)

クリニック出発後は1kmにつき200円【100円×2(往復)】(消費税別途)
--

⑥ その他の費用

ご自宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。

⑦ 利用料等のお支払い方法

ご利用料は、受診時に前月分をお支払いください。他医療機関受診の方は別途ご相談ください。

6、サービス利用の中止について

利用者が利用のキャンセルやサービスの利用の中止をする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先 杏林堂クリニック
電話 0465-47-3601

7、緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家庭、主治医、緊急機関、支援事業者等に連絡いたします。

8、事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行なうサービスにより事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族・市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して提供いたしましたサービスにより、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、当事業所諸規定の定めに従い、損害賠償を速やかに行います。

9、相談窓口、苦情対応

① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

担当窓口	杏林堂クリニック
担当者	加藤 純一
電話番号	0465-47-3601
対応時間	午前9時30分～午後6時00分

② 公的機関においても、苦情申出等が出来ます。

公的機関苦情申出窓口一覧

市町村窓口

小田原市

高齢介護課	
電話番号	0465-33-1827

神奈川県国民健康保険団体連合会

介護保険課介護苦情相談係	
電話番号	0570-022-110 045-329-3447

10、身体拘束禁止

訪問リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

2 緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- (1) 利用者の生命または身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと
- (2) 身体的拘束を行う以外に該当利用者の生命または身体を保護するための手段がないこと
- (3) 身体的拘束等が一時的なものであること

3 身体的拘束等を行う場合は、管理者及び管理者代行を含む3名以上で構成される組織体で判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。

担当窓口	杏林堂クリニック
担当者	大野 誠
対応時間	午前9時00分～午後6時00分

11、虐待防止のための措置

訪問リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会を年1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止に関する指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) サービス提供中に事業所職員又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

担当窓口	杏林堂クリニック
担当者	大野 誠
対応時間	午前9時00分～午後6時00分

12、感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症等が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります
- (3) 従業員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的
に実施します。

担当窓口	杏林堂クリニック
担当者	大野 誠
対応時間	午前9時00分～午後6時00分

13、業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し可能な範囲でリハビリテーションを提供できるよう努めます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。

14、第三者評価の実施状況

第三者評価機関による評価を実施していません。

付則 平成30年8月1日

令和 6年6月1日 変更

令和 7年4月1日、施行

